

電気通信大学シニアサポーター規程

平成25年 3月22日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する電気通信大学シニアサポーター（以下「UECシニアサポーター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 UECシニアサポーターとなれる者の資格は、本学の卒業生又は修了生で現に企業に在職する者とする。

(任務)

第3条 UECシニアサポーターの任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電気通信大学基金の募金活動の企業内支援
- (2) 所属企業を志望する本学学生の就職活動の支援
- (3) 本学との共同研究の企業内支援
- (4) その他本学の実施する事業・イベント等に関する企業内支援

(手続)

第4条 UECシニアサポーターは、電気通信大学同窓会が候補者を選考し、電気通信大学基金事務局長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 委嘱期間は、委嘱日からその日の属する年度の3月31日までの範囲内の期間とし、再任を妨げない。

- 2 UECシニアサポーターは、自己の都合により辞任することができる。
- 3 学長は、UECシニアサポーターとしてふさわしくない行為等があったときは、当該UECシニアサポーターの委嘱を取り消すことができる。

(報酬等)

第6条 UECシニアサポーターには、報酬等は原則支給しない。

- 2 UECシニアサポーターがその任務を行うにあたって必要である場合には、次の各号に掲げるものを無償で提供するものとする。
 - (1) 名刺
 - (2) 本学の概要、パンフレット等大学の発行する広報物

(連絡会)

第7条 学長は、本学及びUECシニアサポーター相互の連携を図るため定期的に連絡会を開催するものとする。

(連絡等)

第8条 UECシニアサポーターとの連絡調整及びUECシニアサポーターに関する事務は、電気通信大学基金事務局において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、U E Cシニアサポーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。